主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人吉江知養の上告趣意について。

しかし、原審第六回公判調書中の証拠調をした箇所(記録八九八丁裏以下)に所論のごとく「原審(第一審)公判調書記載の各書類」と記載され、そして、第一審第三回公判調書(記録五三六丁)中に証拠調をした書類として各始末書、各顛末書、各聴取書等の記載があるばかりでなく、原判決が証拠とした所論聴取書、始末書等が本件第一審の記録中に編綴されているのであるから、原判決には所論の違法があるとは認め難い。それ故所論は採用できない。

被告人三名の弁護人岩渕佐市の上告趣意について。

所論は、結局原判決の量刑不当の主張であるから、当法律審に対する適法な上告 理由とは認め難い。

よつて旧刑訴四四六条に従い、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官 竹原精太郎関与

昭和二六年一〇月一八日

最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	流	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
毅			野	眞	裁判官
郎		=	松	岩	裁判官